平成３１年第３回北海道議会定例会　保健福祉委員会（前日）開催状況　　開催状況

開催年月日　令和元年９月９日（月）
質　問　者　日本共産党　宮川　潤　委員
答　弁　者　保　健　福　祉　部　長　橋本　彰人
精神保健担当課長　畑島　久雄
障がい者保健福祉課医療参事　廣島　孝

質　問　内　容	答　弁　内　容
四　ギャンブル等依存症実態調査結果報告書およびギャンブル等依存症対策推進計画について 理事会で確認させていただきましたとおり、調査結果と推進計画について、併せて質問させていただきたいと思います。	
（一）カジノ誘致との関連について 最初に確認ですけれども、今、北海道ではIRの誘致の是非を検討しております。この調査及び依存症対策を進めるということは、ギャンブル等依存症対策基本法に基づくものと認識しておりますが、カジノの誘致を行うこととの引き換え、あるいはその条件などといったような関連はないということで確認してよろしいですね。	**【精神保健担当課長】** ギャンブル等依存症対策についてでございますが、道が、現在、策定を進めております推進計画は、昨年施行されましたギャンブル等依存症対策基本法に基づき、競馬やぱちんこなど、既存のギャンブル等に関する依存症で悩む方々を一人でも少なくしていくための対策に体系的に取り組むため、IR誘致の如何に関わらず策定するものでございます。
（二）家庭問題及び社会問題の調査について ７月５日の予算特別委員会におきまして、私は、調査の対象に家庭問題及び社会問題も加えるように求めたところであります。 今回の調査で、家庭問題及び社会問題についての位置づけとその結果について、明らかにしてください。	**【精神保健担当課長】** 実態調査についてでございますが、今回の調査におきましては、医療機関には、触法行為や自己破産を経験している患者の対応を、また、相談機関には、多重債務や貧困、虐待などの相談の状況につきまして、調査を実施したところでございます。 その結果、回答のありました１１３医療機関のうち、触法行為の対応があったのは、１３機関２２人であり、自己破産の対応があったのは、１２機関４０人となっております。 また、相談機関におけます相談実件数は３５８件で、問題別では、多重債務問題が１３８件と約４割を占め、次いで、貧困が１１１件、DVが５４件となっております。
（三）ギャンブル等依存症の人数の把握について 調査を行いまして、その結果として、本道でギャンブル等依存症と思われる人が何人いるのか、人数の推定は可能になりましたか。 私は全体像を把握することがまず大事だと思いますので伺います。 全体像どれだけいるのか分からないという中では、ギャンブル等に対しては、より慎重な姿勢が求められるということを申し上げたいと思います。 ギャンブル等依存症でどの程度の被害があるのか。どれだけ苦しんでいる人がいるのか。ギャンブル等依存症の規模と全体像を把握することが重要であり、その把握はどうすれば可能なのか、研究者の知見も活用して検討することが必要だと申し上げます。	**【精神保健担当課長】** ギャンブル等依存症の方々についてでございますが、依存症の方々につきましては、本人の病気への自覚がなく、医療機関等への相談により、初めて顕在化しますことから、全体像の把握は難しい状況にあり、現在、国におきまして、様々な調査手法等を検討していると承知しております。

質　　問　　内　　容	答　　弁　　内　　容
（四）再発について ７月１０日予算特別委員会知事総括質疑の中で、ギャンブル等依存症は回復は可能だが再発の可能性があるとの趣旨の答弁がありました。 治療した患者数、及び治療がいったん終了となった数､治療中断となった数を明らかにしてください。 また、いったん終了又は中断ののち、再発した数は判明しているんですか。伺います。 患者の規模、全体像が不明。つまり、治療に結び付いていない人がどういう規模になっているのか把握されていませんし、その生活実態や深刻さ、家庭の状況、あるいは自己破産等に結び付いているのかどんな状況になっているのか分からないという状況であります。再発した患者数も不明だということで只今確認されました。 私は全体像が不明であり、再発についても不明であると分からないことがまだ非常に多いという現状については、謙虚に受け止めるべきであると思います。一層慎重な姿勢が必要です。	**【障がい者保健福祉課医療参事】** 治療の中断についてでありますが、今回の調査結果では、通院に関しては、回答のあった医療機関２２ヵ所のうち１４ヵ所、入院に関しては、８ヵ所のうち２ヵ所において、依存症の治療をご自身で中断したと思われる方が存在したところであります。 なお、今回の調査では、再発した方等の人数は把握しておりません。
（五）依存症を発生させない方法について 治癒が見込めない以上、ギャンブル等依存症からの治癒が見込めない以上は、発生させないということが肝要だと思いますが、いかがですか。	**【精神保健担当課長】** ギャンブル等依存症の対策についてでございますが、法律上認められる公営ギャンブル等につきましては、ご本人やご家族の日常生活に影響を及ぼさない範囲で、健全な娯楽として節度を保って楽しむものと考えるところでございます。 ギャンブル等依存症につきましては、ギャンブル等に過剰にのめり込むことによって発症するもので、早期の介入により、十分に回復が可能でありますが、早期に介入できず、やがて自己制御ができなくなると、結果として重篤な依存症となる場合がありますことから正しい認識の普及啓発が重要と考えております。
（六）ギャンブルに対する「節度」の認識について ただいま、節度を保つという答弁でありました。しかし、ギャンブル等依存症にかかっている患者さんが、いったいどれほどいるのかということも分からないという中で、節度を保つというこの曖昧なことで私は良いのかと非常に疑問に思います。そもそも、節度を保てるんだったら、依存症にならないんですよ､それが出来ないから依存症になるんですよ。 それでは、「節度を保つ」というのであれば、どの程度が節度と考えているんですか。何か示せるものがあるんですか。伺います。 あんまり、はっきりしないんじゃないですか。ギャンブルで負けた時も勝っていると嘘をついたことがあるという人が何人いて、それがどの程度のものなのか。いや、あれは嘘というほどじゃないんですよということもあるでしょうし、私は、はっきりしない基準だと思いますよ。節度がどの程度なのか、はっきりした診断基準というのか、線を引くということは私はなかなか出来ないことではないかという風に思います。節度を保つべきだっていうことは、言われなくても分かっているんですよ。みんなそう	**【障がい者保健福祉課医療参事】** ギャンブル等に対する「節度」についてでありますが、ギャンブル等依存症の自己診断のための一般的な簡易スクリーニングテストでは、「ギャンブルで負けたときも､勝っていると嘘をついたことがあるか」､「ギャンブルに使う金に関して、家族と口論になったことがあるか」など１２項目の質問項目が示され、一定以上の項目に該当した場合には、ギャンブル等依存症の疑いがあるとされているところであり、本人やご家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせず、自己制御ができる範囲で健全な娯楽として楽しんでいただくものと考えております。

質　　問　　内　　容	答　　弁　　内　　容
思っているんです。しかし、節度を保てなくなるから、依存症になるんですよ。その入り口に来ている人にとっては、無理な要求じゃないですか。	
（七）ギャンブル消費と家族等の被害について 道民のギャンブルへの支出の実態について、ギャンブル等依存症およびギャンブルをしている人の子どもなど、家族が苦しい思いをしているということがあります。このような子どもや家族についても、実態を把握すべきと思いますけれどもいかがですか。	**【精神保健担当課長】** 日常生活に及ぼす影響の実態把握についてでございますが、ギャンブル等依存症が、子どもや家族に及ぼす影響につきましては、現在継続中のご本人やそのご家族に対する調査におきまして、「家族の了承を得ない財産の浪費」や「暴言や暴力による家族関係の悪化」、「子どもや家族の養育状況」などを調査しており、その結果につきましても今後取りまとめを行い推進会議で分析の上、道の推進計画に反映していく考えでございます。
家族にも子どもにも、とても大きな影響を及ぼすものだと思います。節度といってもなかなか線を引くことは厳しいと思います。	
（八）今後の取り組みについて 実態調査の結果について、今後ギャンブル等依存症やギャンブルに伴う様々な被害や苦しみをなくしていくために、どう生かしていくのか伺います。	**【保健福祉部長】** ギャンブル等依存症対策についてでございますが、道では、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進するため、推進計画の策定や今後の依存症対策の検討を進めているところであります。こうした中、今般、暫定的ではございますけれども、調査結果（案）と計画骨子（案）をご報告させていただいたところでございます。 今後、実態調査により把握をできました、医療機関や相談機関での現状や課題のほか、調査を継続中のご本人やご家族からのギャンブル等により生じている問題なども含め、有識者などで構成をいたします推進会議において、実態調査の分析やそれを踏まえた有効な対策などの検討を進め、道の推進計画を策定をし、発症・進行・再発予防など各段階に応じた体系的なギャンブル等依存症対策に取り組み、依存症で悩む方が一人でも少なくなるよう努めてまいる考えでございます。
一番の対策は、ギャンブルに接する機会をなくすことだということについて申し上げて終わります。	